

# 朝倉市土地開発指導要綱

朝倉市

平成 23 年 10 月

## 目 次

要綱 .....1

様式 .....7

### 参考資料

技術基準 .....22

ごみ収集施設 .....36

埋蔵文化財予備調査 .....38

合併浄化槽設置整備補助事業 .....42

国土利用計画法に基づく届出制度 .....44

農業振興地域整備計画 .....46

大規模小売店舗立地法、福岡県立自然公園条例、朝倉市企業立地促進条例  
.....49

森林法 .....52

## 朝倉市土地開発指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、甘木都市計画区域及び朝倉準都市計画区域における都市環境を生かし調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、開発行為について一定の基準を定め、事業者の積極的な協力を求めて適切な指導と規制を行い健全で文化的な環境整備を図り、もって公共の福祉の増進の実現を期することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。
- (3) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、河川、水路、下水道及び消防の用に供する施設をいう。
- (4) 公益施設 上水道、教育施設、医療施設、交通施設、福祉施設、集会場、公民館、ごみ集積施設及びその他の利便施設をいう。
- (5) 事業者 開発行為を施行する者をいう。

### (適用対象事業)

第3条 この要綱は、開発区域の面積が、1,000平方メートル以上の開発行為（その面積が1,000平方メートル未満であっても、その接続する土地が一体開発されると認められる場合は、これを合算して1,000平方メートル以上となるものを含む。）に適用する。

### (開発行為の施行)

第4条 事業者は、開発行為が前条に該当するときは、関係法令等に定めるもののほかこの要綱に定めるところにより施行するものとする。

### (事前協議)

第5条 事業者は、第3条に規定する開発行為を施行しようとするときは、関係法令等で定められた申請を行う前に開発事前協議書（様式第1号）に事前審査調書（様式第8号）及び関係図書を添えて市長に提出するとともに、公共、公益施設等の基本計画、維持管理、周辺住民及び隣接市町村に対する影響等について関係機関等と事前に協議しなければならない。

なお、計画変更についても同様とする。

### (開発行為の協議報告)

第6条 事業者は、前条の協議の結果を、開発行為等の協議（結果）報告書（様

式第9号)により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告書に基づき協議同意として、開発同意の確認書を送付するものとする。

3 事業者は、原則として前項の確認書がなければ当該事業に着手してはならない。

(着手届)

第7条 事業者は、当該工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

(完了届)

第8条 事業者は、当該工事が完了したときは、速やかに工事完了届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(施設の設置等)

第9条 事業者は、開発区域内に必要な公共、公益施設を関係法令等及び本要綱に定めるところにより、自己の負担において設置又は整備しなければならない。

(立入検査)

第10条 市長は、開発行為の施工に際して、事業者等の承諾を得て、職員等を開発区域内の土地に立ち入らせ、工事の状況を調査させることができる。

(施設の検査)

第11条 事業者は、第9条に規定する施設を設置及び整備したとき、市長の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不備な箇所があるときは、事業者の負担において手直ししなければならない。また、手直しが完了したときは、速やかに報告しなければならない。

(かし担保責任及び管理等)

第12条 協議に基づき市に引き継ぐことと定めた施設は、その引継ぎが完了するまでの間は事業者の責任管理とし、引き継ぎの際は、公共・公益施設引継書(様式第4号)をもって行うものとする。

2 市に引き継ぎ後であっても、引継ぎの日から1年間は事業者の負担において補修するものとする。

3 事業者が管理する施設であって、その管理を第三者に委託したときは、維持管理等の責任を明らかにするとともに、証となる書類の写しを市長に提出するものとする。

(紛争処理)

第13条 開発行為に伴い紛争が生じた場合は、事業者の責任で解決するものとする。

(道路)

第14条 開発区域内に都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく都市計画道路その他計画道路がある場合はその計画に適合させ、区域外の道路との連携についても十分配慮し整備しなければならない。

2 開発区域内における主要道路は、開発区域外の道路に接続させ、既設道路から開発区域に通じる道路の新設又は改良をする必要がある場合は、事業者の負担で施行しなければならない。

3 開発区域内の道路幅員は、原則として主要道路は6メートル以上、ただし、小区間で通行上支障がない場合は、4メートル以上とし、道路の構造等については、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（福岡県建築都市部都市計画課）」に準ずるものとする。

4 開発区域内の主要な道路は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては6.5メートル以上、その他のものにあっては9メートル以上の開発区域外の道路に接続させなければならない。ただし、市長が開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認めた場合は、車両の通行に支障がない道路に接続することができるものとする。

5 道路の縦断勾配が9パーセントを超える場合は、「すべり止め工法」とすること。なお、道路縦断勾配が7パーセント以上、若しくは地形の状況から「すべり」による事故が予想される箇所には、「すべり止め工法」を考慮すること。

6 道路が平面交差し又は屈曲する場合は、原則として「すみ切り」を設けなければならない。

7 道路には原則として電柱等、道路の機能を阻害する施設を設置してはならない。

8 事業者は市長と協議の上、必要な場所は街路灯、防犯灯及び交通安全施設を設置しなければならない。

（公園・緑地等）

第15条 事業者は、都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める設置基準により事業の施行の規模に応じ、次の各号に従い、公園の整備等を図るものとする。

（1） 面積が3,000平方メートル以上の開発行為で自己の居住用以外の住宅地造成等を用途目的とするものは、開発区域に面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園・緑地又は広場を整備し市に無償譲渡するものとする。

（2） 非住宅を目的とする開発行為にあっては、緑化をはかるものとする。

（消防施設）

第16条 事業者は、開発区域内に消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に従い消防に必要な施設を

設置しなければならない。

(上水道施設)

第17条 事業者は、市の給水区域内で開発行為により水源を市に求めるときは施行方法等を事前に水道事業管理者と協議しなければならない。

2 事業の実施にあたっては、朝倉市水道給水条例（平成18年条例第190号）等によるものとし、給水装置は、すべて事業者の負担で施行するものとする。

3 市の給水区域外において開発行為を行う場合は、専用水道施設とし、すべて事業者の負担で施行し、維持管理についても事業者が行うものとする。

(し尿処理施設)

第18条 開発区域内におけるし尿及び雑排水の処理については、公共下水処理または合併処理方式によるものとする。

2 合併処理施設の処理水については、朝倉市浄化槽排水基準を適用するものとする。

(排水施設)

第19条 排水施設等については、開発区域のみならず、流水が予想される周辺区域を含めた集水区域からの流入量を考慮して計画しなければならない。

2 区域外関連の河川等排水施設については、河川法（昭和39年法律第167号）及び関係法令等の基準に基づき、関係機関並びに水利関係者と事前協議し、その同意を得なければならない。

3 開発行為に伴い、総流出量が放流先水路等の流下能力を越える場合は、市長と協議のうえ調整池を設置しなければならない。

4 事業者は、開発区域内に暗渠等の既設の施設がある場合は、遮断及び埋塞しないように付替及び補強しなければならない。

5 排水施設及び処理施設によって処理した汚水等の放流に起因して生ずる利害関係人との紛争は、すべて事業主又は利用関係者において解決しなければならない。

(防犯灯施設)

第20条 事業者は、開発区域及びその周辺（接続道路を含む）の交通安全と防犯のため市長と協議のうえ、防犯灯等を自己の負担で設置し事業者又は入居者の責任において維持管理を行うものとする。

(ごみ集積施設)

第21条 事業者は、住宅地造成分譲を用途目的とする開発行為については、ごみ集積施設を設置のうえ市に無償譲渡し、施設に関する基準等は別に定める。

2 事業者は、施設の維持管理に関する念書（様式第5号）を市長との間に交わすものとする。

(公害及び災害の防止)

第22条 事業者は、事業の施行において、公害の発生を未然に防止するため公害関係法令等の定める環境基準を遵守し、防災及び安全対策について、市長の指導に従うものとする。

2 事業者は、事業の施行において、自己の責により搬入、搬出等を行う運搬道路並びにその周辺の農作物、住宅及びその他、人畜に被害を与えたときは、その補償をするとともに再発防止のための必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、事業の施行において、自己の責により、安全対策について万全な措置を講じるものとする。

(ため池施設)

第23条 事業者は、開発区域内にため池が存在するときは、関係機関及び水利権者と協議しなければならない。

(農林施設)

第24条 事業者は、農地・山林等の開発行為に起因し、農業経営等に影響を及ぼす恐れのある場合には、市長と協議のうえ自己の責任において農業経営等に支障のないよう施設の整備等、必要な措置を講じるものとする。

(開発行為の事前説明)

第25条 事業者は、開発行為を施行しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、事前に関係住民等に説明しなければならない。

(1) 開発行為の概要

(2) 日照及び用排水等

(3) 工事中における騒音及び振動等

(4) その他開発区域周辺に影響を及ぼす恐れのある事項

2 事業者は、前項による説明をしたことを事前説明報告書(様式第6号)により、市長に報告するとともに、開発行為に関する誓約書(様式第7号)を提出しなければならない。

3 市長は必要に応じて、開発行為の区域の区会長等から開発行為に対する意見を聞くことができる。

(文化財の保護)

第26条 事業者は、開発区域内の文化財の有無を事前に確認し、文化財があるときはその取扱いについて文化財保護法(昭和25年法律第214号)に定める所定の手続きのほか、市長と協議のうえ、その指示に従うものとし発掘調査等の必要が生じたときは、市及び教育委員会とその都度協議するとともに適切な処置を行わなければならない。

2 開発行為の施行中に文化財保護法に定める埋蔵文化財を発見したときは、その現状を変更することなく遅滞なく文化財保護法第96条の規定による対応を教育委員会を通じて行うとともに市長に報告を行うものとし、その指示に従わな



ければならない。

(保存樹木・表土の保全)

第27条 事業者は、開発区域内等における樹木の保存及び表土の保全に努めなければならない。

(安全施設の設置)

第28条 事業者は、開発区域内に法面があるときは、法面保護及び法肩に防護柵等の設置をしなければならない。

2 事業者は、道路ががけ及び水路に面し危険であると認められる場合は、ガードレール等の設置をしなければならない。

3 交通安全施設等については、市長と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(区画の規模)

第29条 住宅地造成分譲等を用途目的とする開発行為において、1区画の面積は、原則として200平方メートル以上確保に努めること。

(要綱の不履行)

第30条 この要綱に従わず行った事業については、事業者に対し市長は必要な指導勧告を行うことができる。

(用途の変更)

第31条 市長は、市に帰属する公共、公益施設の用に供する土地の必要がある場合は他の法令に抵触しないかぎり、その用途を変更し又は処分することができる。

(技術基準)

第32条 「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（福岡県建築都市部都市計画課）」を準用する。

(その他)

第33条 この要綱に定めのない事項及び特に市長が必要と認める事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。



様式第1号 (第5条関係)

A 開発事前協議書

朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為の事前協議書を提出します。

朝倉市長 殿

事業者住所(法人の場合は所在地)

.....  
氏名 ⑩

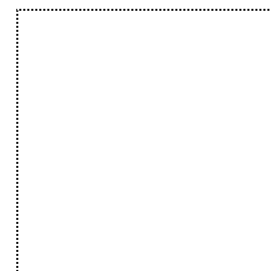
TEL ( ) 番.....

開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる区域の名称	
	2	開発区域の面積	m <sup>2</sup> .
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事期間年月日	. . . から . . . まで 日間
	5	自己の居住または業務の用に供するものか否かの別	ア、自己の居住 イ、自己の業務 ウ、自己外
	6	設計者の住所 氏名	TEL ( )
	7	工事施工者の住所 氏名	TEL ( )

記入上の注意事項

- 1.A-3 欄は次の要領で記入してください。
- ア 専用住宅 (1戸建、共同住宅の別)
  - イ 併用住宅 (住宅以外の用途を明示)
  - ウ 工場 (工場の内容を詳細に明示)
  - エ 倉庫 (収納物品名を明示)
  - オ その他 (内容を詳細に明示)

市受付



B 開発行為に関する協議の一覧表

種 別	協議先名	協議年月日	摘 要
1	里道 (法定外)	. .	
2	水路 (法定外)	. .	
3	取付先水路	. .	
4	放流先水路	. .	
5		. .	
6		. .	
7		. .	
8		. .	
9		. .	
10		. .	
11		. .	

C 設計説明書

1 設計の方針	開発の目的									
	基本方針									
2 地区等										
	3 土地の現況	面積	宅地	農地	山林	原野	池沼等	里道水路等国有地	その他	合計
比率%										
4 土地利用計画	区分	建築物の敷地		特定工作物の敷地	公共施設用地				その他	合計
		一般宅地	公益施設		道路	水路	公園	その他		
	面積	戸建								
		共住								
比率%										
5 公益施設整備計画	公益施設の名称		敷地面積 (m <sup>2</sup> )			整備計画 (建設時期等)				
	6 樹木の保存方法		7 表土の保全方法			8 緩衝帯の設置内容 (幅 m)				
9 給水計画	ア、公営水道		10 ア、消火栓 イ、防火水槽 ウ、その他		11 ア、合併処理 イ、浄化槽 (集中) ウ、汲取 エ、その他					
	イ、井戸	ウ、その他	ケ所 t 基							

D 公共施設の整備計画 ( )

種 別	幅 員 内 訳			計	摘 要		
	幅員	延長	管理者				
道 路 関 係	新設道路	幅員					
		延長					
	管理者						
	用地の帰属						
付替道路	幅員						
	延長						
	管理者						
	用地の帰属						
拡幅道路	幅員						
	延長						
	管理者						
	用地の帰属						
小 計	注 幅員別内訳欄が不足のときは同じ形式 では足りて下さい。			延長 面積			
種 別	延長 面積	管理者	用地の 帰 属	種 別	面積	管理者	用地の帰属
水 路 関 係	新設水路			そ の 他	緑地等	ヶ所 m <sup>2</sup>	
	付替水路				消防水利 施設	ヶ所 m <sup>2</sup>	
	改修水路				給水施設	m <sup>2</sup>	
	小 計				排水施設	m <sup>2</sup>	

## 事前協議書に添付する図書

1. 土地登記簿謄本
2. 事前説明報告書（様式第6号）
3. 誓約書（様式第7号）
4. 放流先水路等の利害関係者の同意書
5. 公 図
6. 位置図
7. 付近見取図 ※位置図と兼用してよい
8. 現況図
9. 土地利用計画図
10. 求積図
11. 造成計画平面図・縦横断面図
12. 排水施設計画平面図・縦横断面図
13. 給水計画平面図
14. 道路計画縦横断面図
15. 道路構造図
16. がけの断面図
17. 擁壁の断面図
18. 排水施設構造図
19. 工作物構造図
20. 現況写真
21. 事前審査調書（様式第8号）
22. その他市長が必要と認める書類及び図書

# 工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

朝倉市長 殿

事業者 住所

氏名

印

開発行為に関する工事に着手したので、朝倉市土地開発指導要綱第7条の規定により届け出ます。

開発区域に含まれる地域の名称	朝倉市		
工事着手年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日
工事 施 工 者	住所・氏名		
	連絡場所	電話	
	建設業許可番号	年	月 日 第 号
工事 管 理 者	住所・氏名		
	連絡場所	電話	
	資格・免許等		
主任 技 術 者	住所・氏名		
	連絡場所	電話	
	資格・免許等		
※ 受 付 処 理 欄			

注 ※印欄には記入しないこと。

## 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

朝倉市長 殿

事業者 住所 .....

氏名 ..... 印

朝倉市土地開発指導要綱第8条の規定により、開発行為に関する工事が、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

1 協議済番号	年 月 日 第 号
2 工事完了年月日	年 月 日
3 工事を完了した 開発区域の名称	朝倉市

### 工 事 完 了 届 出 書 に 添 付 す る 図 書

- 1 工事工程写真
- 2 竣工写真
- 3 位置図
- 4 完成図
- 5 公図
- 6 確定測量図
- 7 公共・公益施設引継書

市受付



朝倉市長 殿

事業者

住 所（所在地）

氏 名（社 名）

（代表者）

印

公共・公益施設引継書

開発行為が完了したので、朝倉市土地開発指導要綱第12条第1項の規定により、公共・公益施設を引継ぎます。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 道路引継調書           | 9 所有権移転登記関係図書    |
| 2 水路引継調書           | (1) 寄附申出書・承諾書    |
| 3 上水道引継調書          | (2) 位置図・字図・地積測量図 |
| 4 公園引継調書及び樹木別調書    | (3) 土地登記簿謄本      |
| 5 ごみ集積施設引継調書       | ※抵当権等を除去しておくこと   |
| 6 消防施設引継調書         | (4) 印鑑証明書（資格証明書） |
| 7 公共・公益施設占用調書      |                  |
| 8 上記関係図面           |                  |
| (1) 共通 位置図、平面図、構造図 |                  |
| (2) 1、2、4、5 求積図    |                  |
| (3) 1から3及び6 縦横断面図  |                  |

### 道 路 引 継 調 書

図面対照 番 号	幅 員	延 長	面 積	備 考 (所 在 地 番)
	m	m	m <sup>2</sup>	朝倉市
	m	m	m <sup>2</sup>	

### 水 路 引 継 調 書

図面対照 番 号	幅 員 (断 面)	延 長	面 積	備 考
	m	m	m <sup>2</sup>	
	m	m	m <sup>2</sup>	

### 上 水 道 引 継 調 書

種 別	延 長	管 径	施 設 の 概 要
	m		
	m		

### 公 園 引 継 調 書

名 称	所 在 地 番	
公 園 面 積	朝 倉 市	
施 設	数 量	備 考

### 樹 木 別 調 査 書

番 号	樹 種	高 さ	葉 張 り	幹 周	本 数	備 考
		m	m	m	本	
		m	m	m	本	

### ごみ集積施設引継調査書

種 別	設 置 場 所	面 積	施 設 の 概 要
		m <sup>2</sup>	

### 消 防 施 設 引 継 調 査 書

種 別	設 置 場 所	面 積	施 設 の 概 要
防 火 水 槽		m <sup>2</sup>	t 基
消 火 栓		m <sup>2</sup>	基
		m <sup>2</sup>	

### 公 共 ・ 公 益 施 設 占 用 調 査 書

種 別	数 量	施 設 の 概 要



朝倉市長 殿

住 所  
氏 名

印

寄 附 申 出 書

下記の物件を朝倉市に寄附したいので、採納方申出いたします。

記

1. 寄附物件（土地）

朝倉市					
	字	地 番	地 目	地積 m <sup>2</sup>	摘 要

2. 寄附目的

道路用地として

3. 寄附条件

寄附に際し、抵当権・地上権・その他一切の所有権に関する制約等については、速やかに取り除きます。また、所有権移転登記の日以前の原因に係る公租公課の滞納のないことを保証し、もしこれらの事実が生じたときは速やかにこれを解決することを誓約します。

## 登記原因証明情報兼登記承諾書

1 登記事項の要領

- (1) 登記の目的 所有権移転  
(2) 登記の原因 年 月 日 寄附  
(3) 当事者 権利者(甲) 福岡県朝倉市  
義務者(乙)

(4) 不動産の表示

朝倉市					
	字	地番	地目	地積	摘要

2 登記の原因となる事実または法律行為

(1) 寄付申出

乙は、甲に対し前記のとおり本件不動産を公共用地として寄附し、甲はこれを受諾しました。よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

(2) 所有権移転

上記登記原因に基づく所有権移転登記を不動産登記法第116条第1項により承諾します。

年 月 日

朝倉市長

殿

念 書

私が、朝倉市に設置するごみ集積施設（ ）  
の管理に関しましては、「朝倉市ごみ集積施設の設置基準」に基づき、下記のことを  
遵守することを確約いたします。

記

1. 居住者に、次のことを指導し徹底させます。
  - (1) ごみ集積施設及びその周辺を清潔に保つこと
  - (2) 前項の目的達成のため清掃責任者（当番）を置くこと
  - (3) 収集作業の支障になる場所に、車両等の障害物を放置しないこと
  - (4) ごみは、市の指定袋に入れて出すこと
  - (5) ごみの持ち出しは、市の指定した当日の朝8時30分までに出すこと
2. 居住者が管理責任を怠り、市の収集体制に適合しない場合は、私の責任でごみの処分を行います。
3. ごみの集積施設に起因して生ずる利害関係人との紛争は、全て私の責任において解決します。
4. 施設の権利を第三者に委譲する場合は、上記項目の責任を明らかにするとともに、証となる書類の写しを市に提出します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

朝倉市長 殿

## 事前説明報告書

年 月 日

朝倉市長 殿

事業者 住所  
氏名 印

設計者 住所  
氏名 印

工事管理者 住所  
氏名 印

工事施工者 住所  
氏名 印

朝倉市土地開発指導要綱第25条第2項の規定により、次のとおり報告します。

開発区域	朝倉市				
事前説明の方法	戸別に説明	説明対象の区域	※地図等で示したものを添付して下さい。		
		説明を行った関係住民の住所氏名等	氏名	住所	説明年月日
			区町名		
		備考	※ 内容等については別途添付して下さい。		
		説明会を開催	日時	年 月 日	
	場所				
	説明対象の区域		※ 地図等で示したものを添付して下さい。		
	関係住民の出席者		人		
	備考		※ 出席者の住民氏名リストを添付して下さい。		
		備考	※ 内容等については別途添付して下さい。		

# 誓 約 書

年 月 日

朝倉市長 殿

事業者	住所 氏名	印
設計者	住所 氏名	印
工事管理者	住所 氏名	印
工事施工者	住所 氏名	印

朝倉市における開発行為については関係住民等と問題を生じないよう十分注意を払って施工いたしますが、万一問題が生じたときは誠意をもって交渉にあたり、自己の責任において解決します。

事前審査調書

審査事項	計画概要	指示・要望事項
1. 立地条件		
2. 道路計画 区域内道路 取付先道路 里道		
3. 排水計画 水路、河川 雑排水 汚水処理		
4. 給水計画 (消防含む)		
5. 公園・広場		
6. 構造物		
7. 樹木の保存 表土の保全		
8. 権利関係 その他		

開発区域の位置 \_\_\_\_\_

開発申請者氏名 \_\_\_\_\_

設計者氏名 \_\_\_\_\_

## 開発行為等の協議（結果）報告書

年 月 日

朝倉市長

殿

事業者住所  
氏 名

開発区域の位置	事前協議年月日
開発目的	開発許可申請（届出）年月日
面積（㎡）	許可（同意）年月日
設計者氏名	工事着工年月日

協議事項	指示（要望）事項	関係課協議結果	（合議印）
1. 立地条件			
2. 道路計画 区域内道路 取付先道路 里道			
3. 排水計画 水路、河川 雑排水 污水处理			
4. 給水計画 （消防含む）			
5. 公園・広場			
6. 構造物			
7. 樹木の保存 表土の保全			
8. 権利関係 その他			



# 朝倉市土地開発指導要綱に関する技術基準（要綱第32条関係）

〔※福岡県都市計画法に基づく開発行為等の審査基準に準ずる。〕

## 1 道 路

### 1) 道路の配置

- (ア) 都市計画に適合すること。
- (イ) 開発区域外の取り付け道路と一体となって機能を発揮すること。（表3）
- (ウ) 設置する道路の幅員は開発規模予定建築物の用途並びに敷地の規模に応じ、表1を基準とする。

#### ◇開発区域内道路幅員

表1

予定建築物の用途	予定建築物の敷地規模	道路幅員	備 考
住 宅	限定なし	6m以上	小区間で通行上支障がない場合は4m（有効幅で側溝を含む幅員を指す。）
住 宅 以 外	1,000㎡未満		
	1,000㎡以上	9m以上	

#### ◇接続先道路の幅員

表3

開発行為の目的	区域外の取付先道路の幅員
主として住宅の建築を目的とするもの	6.5m以上
上 記 以 外	9.0m以上

ただし、周辺の状況により、この定めにより難しいときは開発区域の規模、予定建築物の用途等を勘案して、次の順位によって接続道路を定める。

- a 将来拡幅の計画がある道路で現在幅員4m以上の公道
- b 幅員4m以上の公道
- c 建築基準法第42条1項第5号に規定する道路でその幅員が4m以上のもの

### 2) 道路の構造

(ア) 道路の構造については、原則として道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）による。また、道路管理者となる者と十分協議すること。

- 開発区域内の道路は、原則として、アスファルトコンクリート舗装又はこれと同等以上の舗装とすること。ただし、道路管理者となる者が認め、当該道路の交通を勘案して支障ないと判断した場合は、砂利敷とすることができる。
- 砂利敷とする場合は、路盤は切込碎石又は良質土砂を用い、十分締固めローラー等で転圧し、砂利（碎石）敷の仕上厚さは10cm以上とする。路盤路床が軟弱な場合は、路床土の入替え、良質な切込碎石等を用い十分締固めを行うこと。
- 道路の縦断勾配が、9%を超える場合は、すべり止め工法とすること。なお、道路縦断勾配が、7%以上又は地形の状況からすべりによる事故が予想される個所には、すべり止め工法を考慮すること。
- アスファルトコンクリート舗装又はセメントコンクリート舗装とする場合は、路盤の強度、交通量等を勘案し、路盤表層の厚さ、施工方法等を定めるものとする。路床が軟弱な場合は、良質土による盛土工法、置換工法、安全処理工法等により改良する

こと。

(イ) 道路と敷地との境界は別図 1 の構造の耐水材料で構成された側溝・管渠を設け雨水等を排水すること。

(ウ) 道路の縦断勾配は 9 %以下とし、やむを得ない小区間のものにあつては 1 2 %以下とすること。

(エ) 道路は袋路としないこと。但し延長又は接続予定のある者、回転広場などのある場合(別図 2 参考)はこの限りでない。回転広場等については、福岡県の道路位置指定の手引き(平成18年1月1日設定)による。

(オ) 道路の幅員が 9 m以上の道路は歩車道を分離すること。幅員の取り方は別図 3 を原則とする。

(カ) 道路が平面交差し又は屈曲する場合は、原則として表 4 により隅切りを施工すること。

道路交差隅切り表(斜長m)

表 4

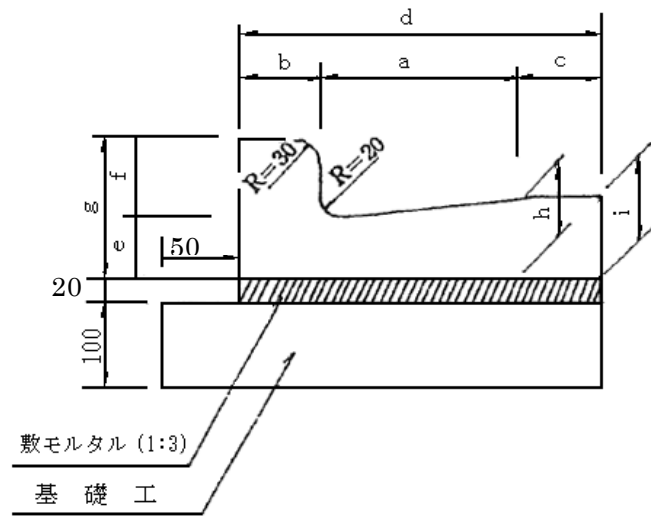
道路幅員	道路幅員	12m	9m	(6.5m) 6m	4m
	交差角度				
4m	120度前後	3	3	3	3
	90 〃	3	3	3	3
	60 〃	3	3	3	3
6m (6.5m)	120 〃	3	3	3	3
	90 〃	3	3	3	3
	60 〃	3	3	3	3
9m	120 〃	4	3	3	3
	90 〃	5	4	3	3
	60 〃	5	5	3	3

(キ) 道路が、崖、池、河川、水路等に隣接している場合、あるいは屈曲部分で危険と判断される箇所には、防護施設(ガードレール等)を設置すること。

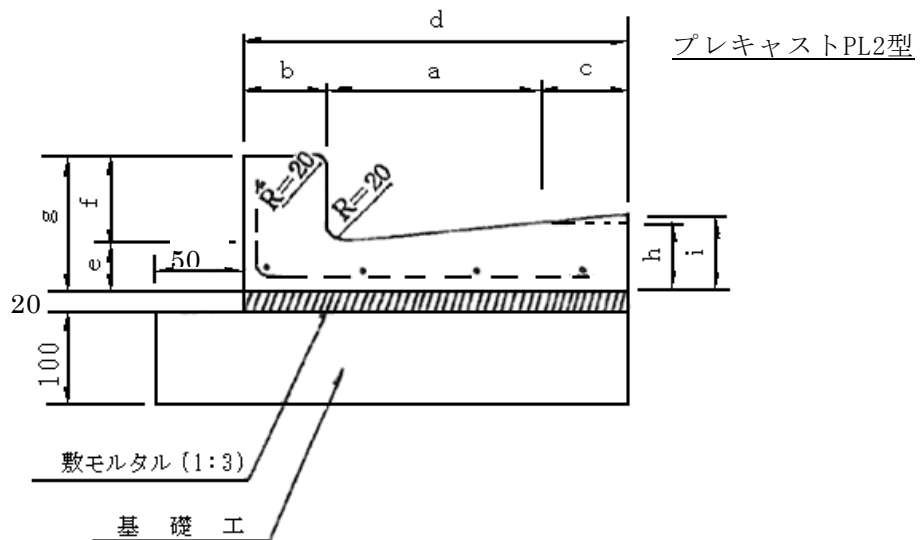
(別図1)

排水側溝 (流量計算により通水断面を考慮すること。)

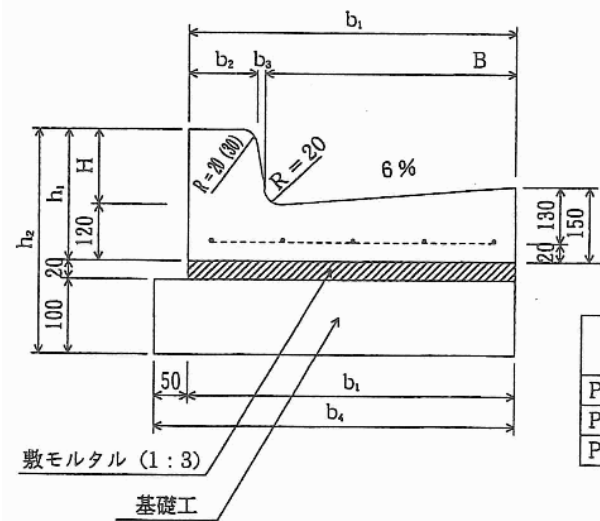
L型側溝標準図  
プレキャストPL1型



タイプ	寸法 (mm)									
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	L
PL1—250A	250	100	—	350	75	100	175	100	—	600
PL1—250B	250	100	100	450	75	100	175	100	105	600



タイプ	寸法 (mm)									
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	L
PL2—250A	250	100	—	350	55	100	155	80	—	600
PL2—250B	250	100	100	450	55	100	155	80	85	600
PL2—300	300	100	100	500	55	100	155	85	90	600
PL2—350	350	100	100	550	55	100	155	90	95	600

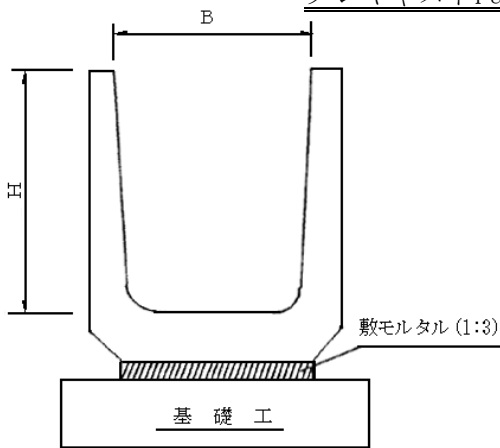


プレキャストPL3型

タイプ	寸法 (mm)								
	B	H	b <sub>1</sub>	b <sub>2</sub>	b <sub>3</sub>	b <sub>4</sub>	h <sub>1</sub>	h <sub>2</sub>	L
PL3-B500-H150	500	150	665	150	15	715	270	390	600
PL3-B500-H200	500	200	700	180	20	750	320	440	600
PL3-B500-H250	500	250	705	180	25	755	370	490	600

U型側溝標準

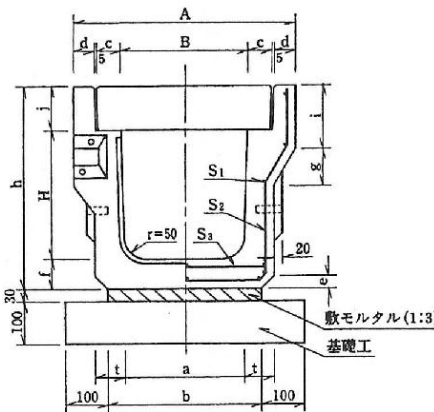
プレキャストPU1型



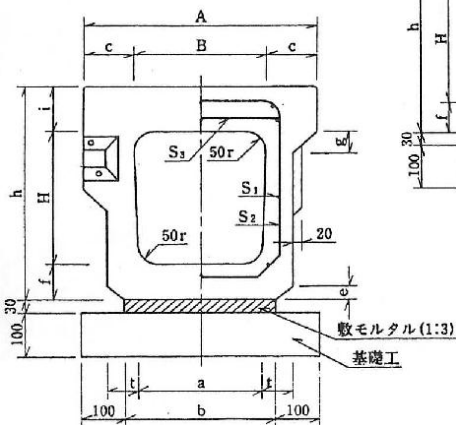
タイプ	寸法 (mm)	
	B	H
PU1-B240-H240	240	240
PU1-B300-H240	300	240
PU1-B300-H300	300	300
PU1-B300-H360	300	360
PU1-B360-H300	360	300
PU1-B360-H360	360	360
PU1-B450-H450	450	450
PU1-B600-H600	600	600

注 このPU型側溝は宅地内排水のみ使用

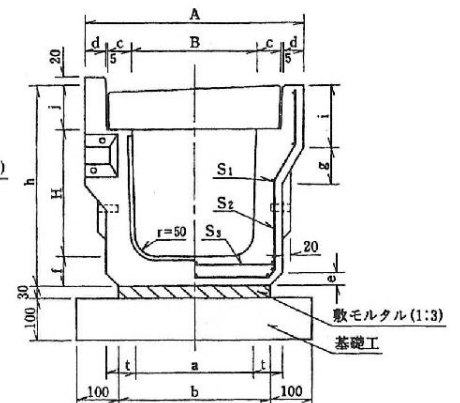
PU4型



PU3型



PU5型



PU3型

タイプ	寸法 (mm)												摘要
	A	a	B	b	c	e	f	g	H	h	i	t	
PU3-B300-H300	530	280	300	340	115	30	80	50	300	480	100	70	
PU3-B300-H400	530	270	300	340	115	30	85	50	400	585	100	75	
PU3-B400-H400	640	370	400	460	120	40	85	70	400	600	115	85	
PU3-B400-H500	640	360	400	460	120	40	90	70	500	705	115	90	

PU4型

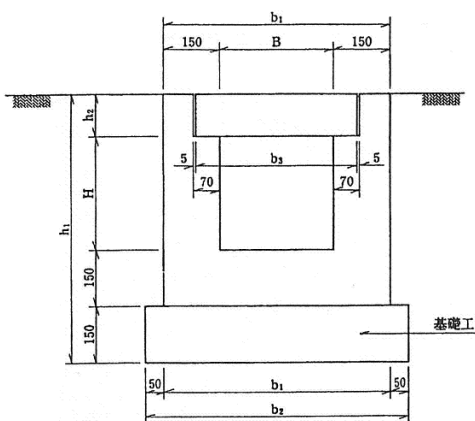
タイプ	寸法 (mm)														摘要
	A	a	B	b	c	d	e	f	g	H	h	i	j	t	
PU4-B300-H300	530	280	300	340	55	55	40	70	90	300	470	150	100	70	
PU4-B300-H400	530	270	300	330	55	55	40	70	90	400	570	150	100	70	
PU4-B400-H400	640	370	400	430	55	60	50	80	100	400	595	160	115	80	
PU4-B400-H500	640	360	400	430	55	60	50	85	100	500	700	160	115	85	

PU5型

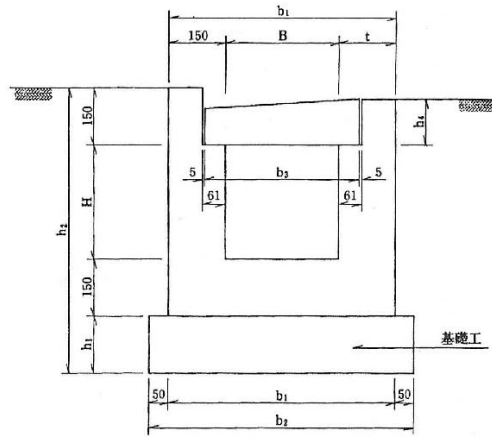
タイプ	寸法 (mm)														摘要
	A	a	B	b	c	d	e	f	g	H	h	i	j	t	
PU5-B300-H300	530	280	300	340	55	55	40	70	90	300	470	150	100	70	
PU5-B300-H400	530	270	300	330	55	55	40	70	90	400	570	150	100	70	
PU5-B400-H400	640	370	400	430	55	60	50	80	100	400	595	160	115	80	
PU5-B400-H500	640	360	400	430	55	60	50	85	100	500	700	160	115	85	

場所打ち

U4型



U5型



- 注1. 両側に過載荷重を受ける場合  
 2. グレーチングを使用の場合はアンカー止付使用(t=20)

- 注1. 片側側壁に過載荷重を受ける場合

U4型

タイプ	寸法 (mm)					材 料 (10m当り)				対応する蓋の種別	摘要
	B	H	b <sub>1</sub>	b <sub>2</sub>	h <sub>1</sub>	コンクリート (m <sup>3</sup> )	型 枠 (m <sup>2</sup> )	基礎工 (m <sup>3</sup> )	基礎型枠 (m <sup>2</sup> )		
U4-B300-H300	300	300	600	700	710	1.976	22.400	1.050	3.000	C2-B300適用可	
U4-B300-H400	300	400	600	700	810	2.276	26.400	1.050	3.000		
U4-B400-H300	400	300	700	800	720	2.142	22.800	1.200	3.000	C2-B400適用可	
U4-B400-H400	400	400	700	800	820	2.442	26.800	1.200	3.000		
U4-B500-H400	500	400	800	900	830	2.608	27.200	1.350	3.000	C2-B500適用可	

U5型

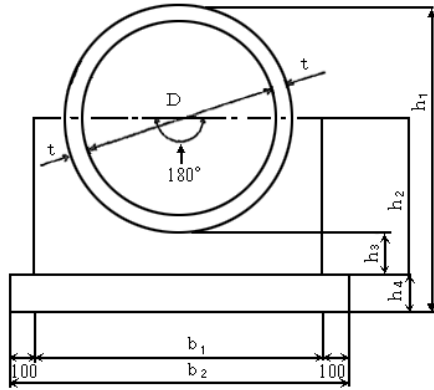
タイプ	寸法 (mm)							摘要
	B	H	b <sub>1</sub>	b <sub>2</sub>	h <sub>1</sub>	h <sub>2</sub>	t	
U5-B300-H300	300	300	600	700	150	750	150	
U5-B300-H400	300	400	600	700	150	850	150	
U5-B300-H500	300	500	600	700	150	950	180	

○ 街渠等標準図

180度固定基礎の場合

P2—RC型

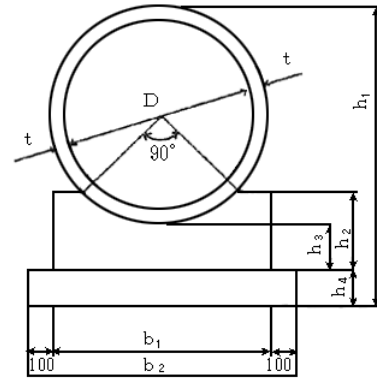
P2—PC型



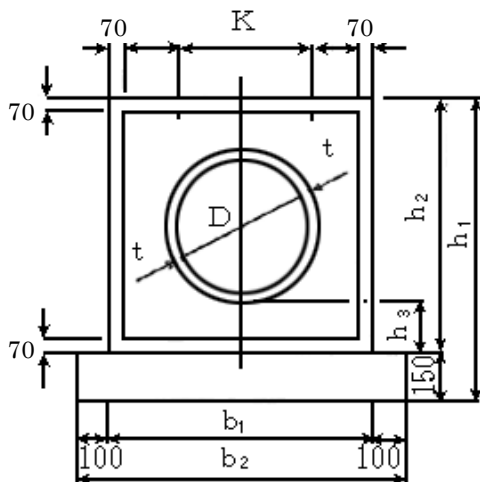
90度固定基礎の場合

P1—RC型

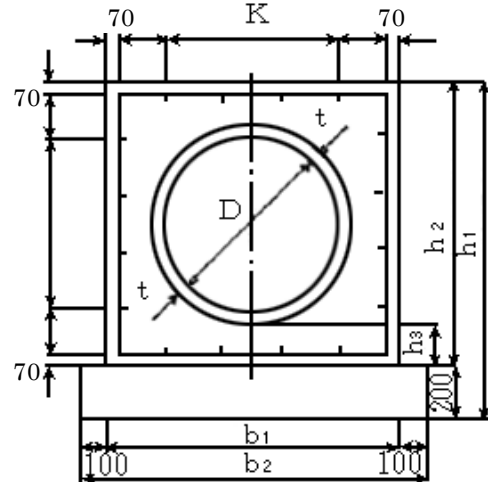
P1—PC型



コンクリート全巻の場合



P 4 型

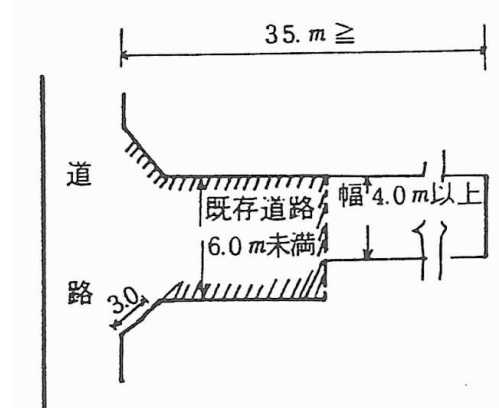
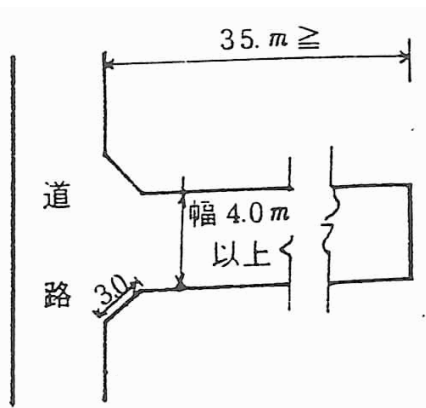


以上、鉄筋コンクリート円管径により記号、寸法、形状は土木構造物標準設計図集参照。外にJIS規格によるボックス、カルバート等を使用することが出来る。

別図2 道路の回転広場等（袋路は原則として認められません。但し地形の形状等によりやむを得ず袋路とする場合は下図を参照）

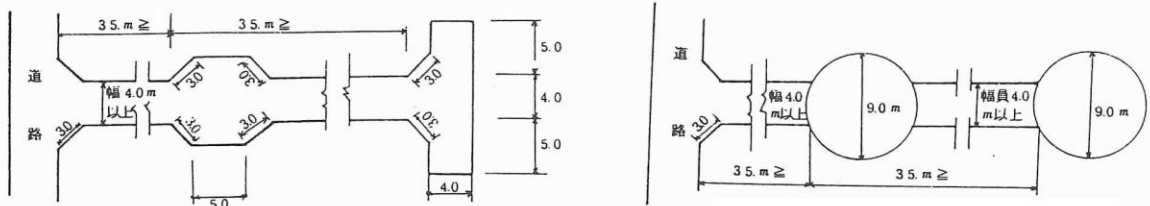
袋路の基準（側溝を含む幅員とする。）

① 延長が35m以下の場合

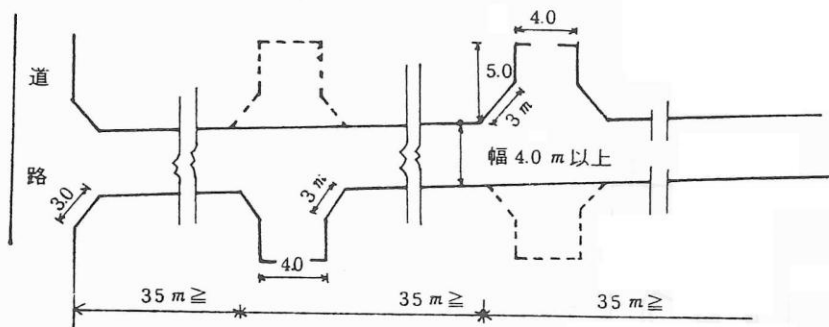




- ② 延長が35mをこえる場合は、終端及び35m以内ごとに自動車転回路を設けること  
 中間に設ける転回広場      終端に設ける転回広場

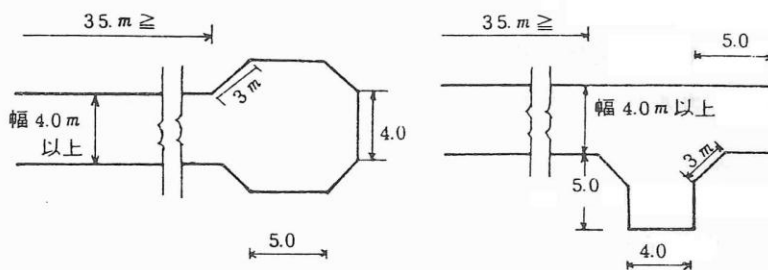


中間に設ける転回広場

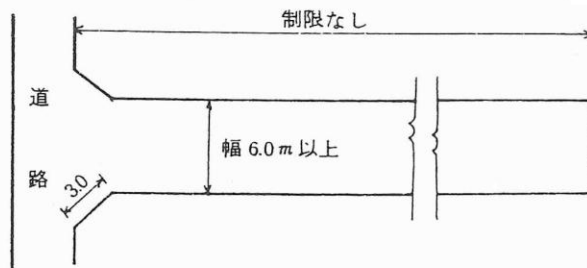


◎ この場合に関り交互又は一方、その他については制限なし。

- ③ 終端に設ける転回広場



- ④ 幅員が6m以上の場合



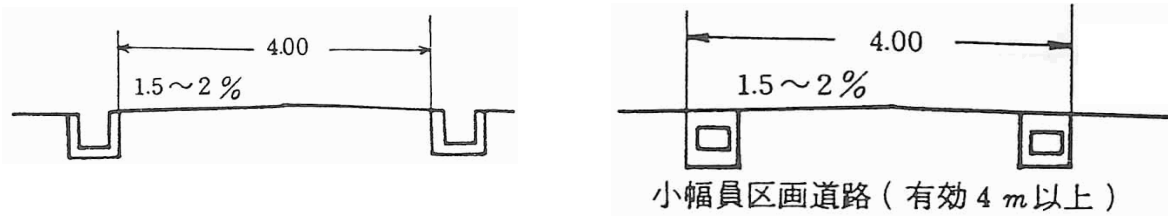
◎ この場合終端に転回広場をなるべく設けるようにして下さい。

◎幅員4m以上の通り抜けができる道路においては、距離に関係なく転回広場の設置は不要である。なお、既存道路を利用して道路を新設する場合、延長上の道路が幅員4m未満であるときは通り抜けができないものとみなすが、当該道路が建築基準法上の道路であり、道路管理上や交通安全上等の支障がないと認めるときは幅員が4m未満であっても通り抜けができるものとみなす。



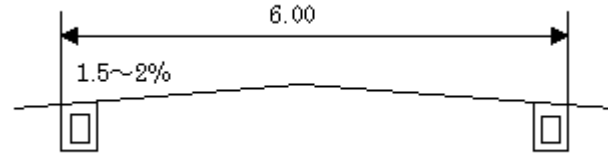
(別図3) 道路の幅員標準図 (※幅員は有効幅員とする)

4 m 道路の場合は小区間で通行上支障が無い場合。

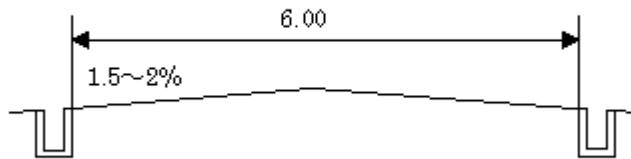


6m 道路

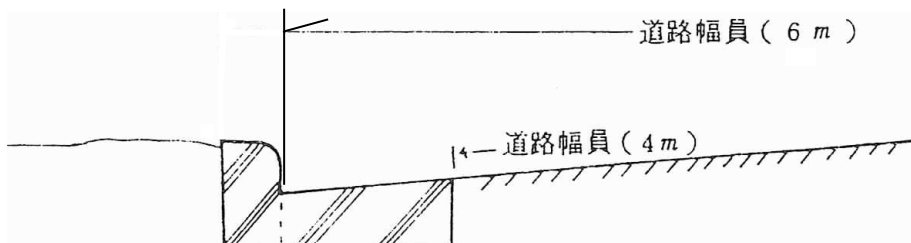
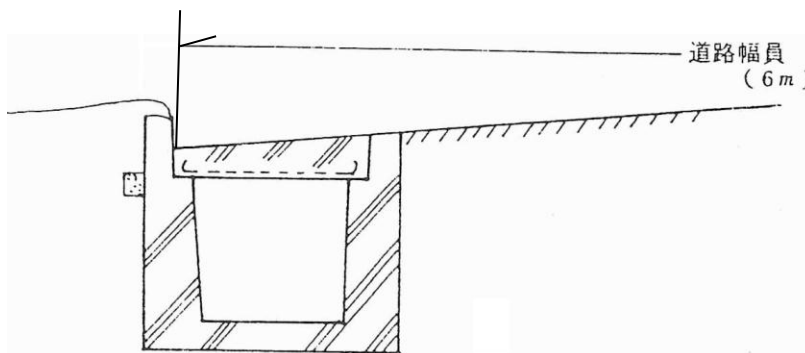
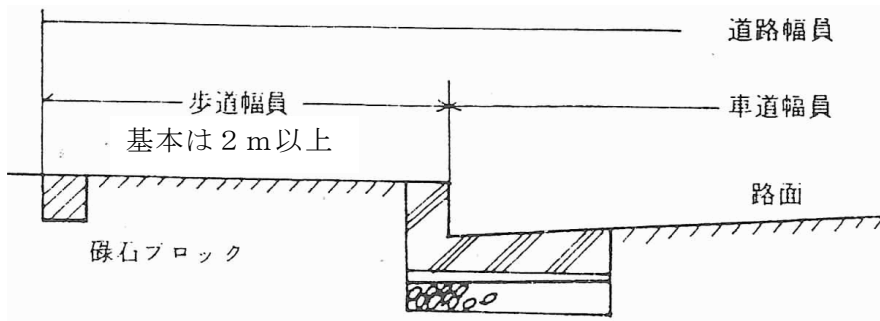
・側溝蓋のある場合



・側溝蓋のない場合



◎ 6 m 以上の道路については道路構造令の解説と運用を遵守する事とするが、地形の状況、その他特別な理由によりやむを得ない場合においては協議すること。



## 2 主な構造物

### ア 擁壁等の構造基準

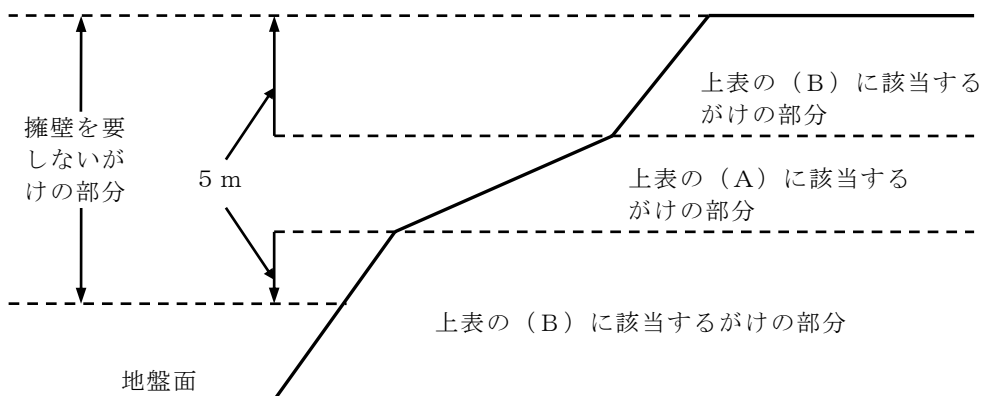
- (ア) 国土交通省制定土木構造物標準設計による。
- (イ) 擁壁工のうち練積造の場合は、地盤面より直高5.00m以下とすること。  
(別図参照)
- (ウ) 法面は、安定勾配により計画した法面保護工を行い、直高5.00m以下とすること。なお、5.00mを超える場合は、直高5.00m以内ごとに、幅1.50m以上の小段(犬走り)を設け、排水施設等の措置を講じ万全を図ること。
- (エ) 擁壁の根入れの深さについては、別表の練積み造擁壁の根入れの深さによる。

法面保護工例：張芝工、筋芝工、植生盤工、種子吹付植生工、筋芝編柵枠工、コンクリート・ブロック張工、石張工、法枠ブロック工、玉石羽口工、モルタル吹付工、鋼製ネット張工等

#### ◇ 切土部の土質による擁壁の要否

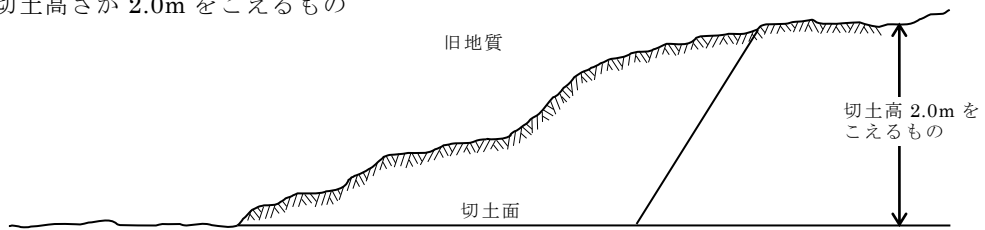
土 質	擁壁を要しない勾配の上限 (A)	がけの上端から下方に垂直距離5m以内の部分で擁壁を要しない勾配の範囲 (B)	擁壁を要する勾配の下限 (C)
軟岩 (風化の著しいものを除く)	60度 約(5.8分勾配)	60度超80度未満	80度 約(1.8分勾配)
風化の著しい岩	40度 (1.2割 〃 )	40度超50度未満	50度 (8.4分 〃 )
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度 (1.5割 〃 )	35度超45度未満	45度 (1.0割 〃 )

#### ◇ 擁壁を要しないがけ又はがけの部分 (例図)

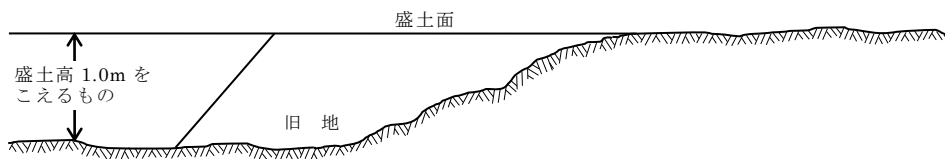


◇ 擁壁でおおわなければならないがけ面（例図）

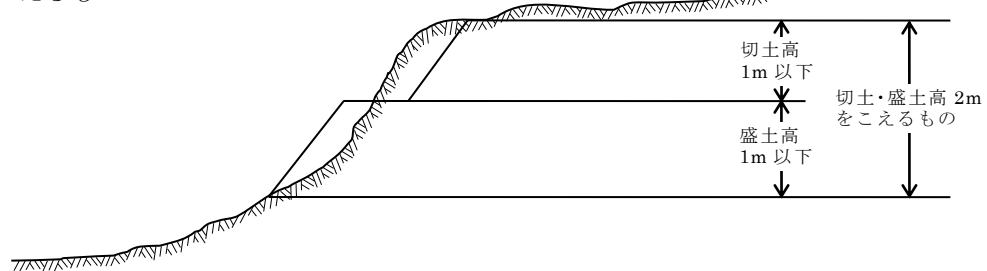
- ① 切土の場合  
切土高さが 2.0m をこえるもの



- ② 盛土の場合  
盛土高さが 1.0m をこえるもの



- ③ 切土及び盛土を同時施工の場合  
切土・盛土高さが 1m 以下であるが、その切土、盛土の高さが 2m をこえるもの



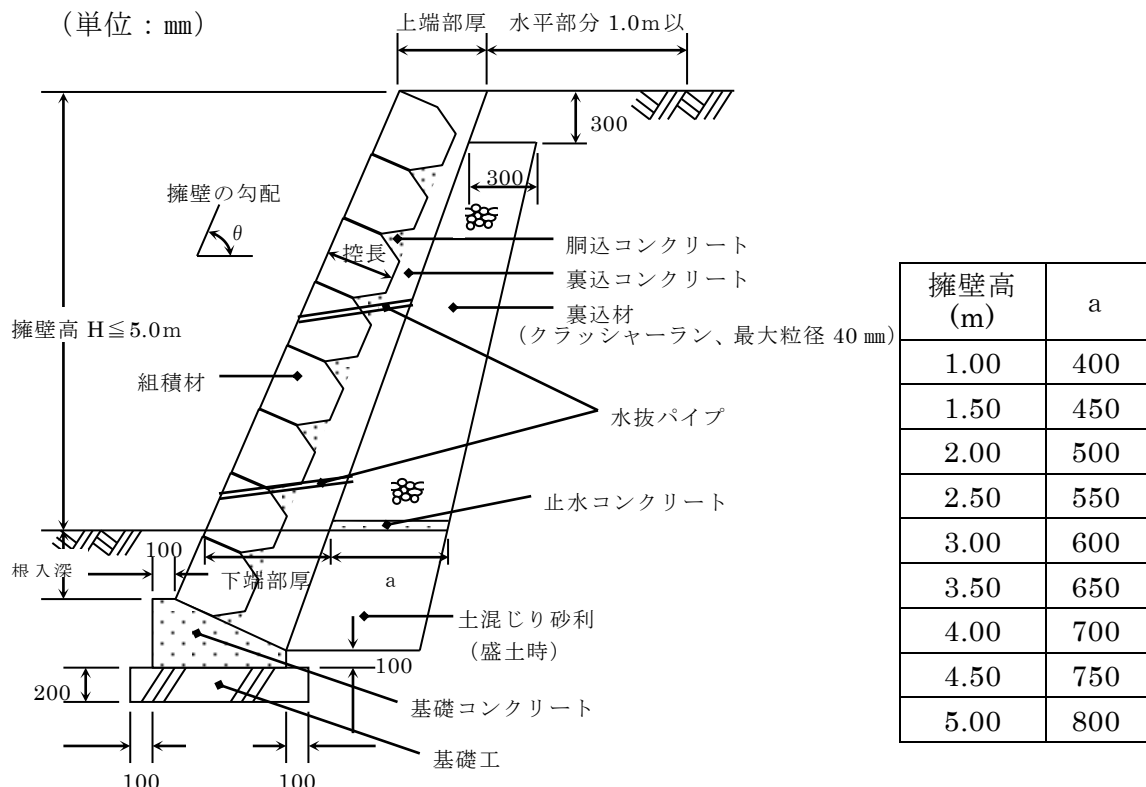
◇ 切土、盛土のり面には斜面の保護を講ずること（法面保護工例参照）。

◇ がけ面は、石張り、芝張り、モルタル吹付等によって、風化その他の侵食に対する保護が加えられているものであること。

## 練積み造擁壁構造基準

- 1 地盤  
擁壁を設置する場所の土質は設計条件を満足するか否か確かめること。相違する場合は、設計内容を再検討すること。
- 2 伸縮目地  
伸縮目地は原則として擁壁長さ 10m 以内ごとに一箇所設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造を異にする所は有効に伸縮目地を設け、基礎地盤まで切断すること。また、擁壁の屈曲部は隅角部から擁壁高の分だけ避けて設置すること。
- 3 隅角部の補強  
擁壁の屈曲する箇所は隅角をはさむ二等辺三角形の部分をコンクリートで補強すること。二等辺の一边の長さは擁壁の高さの 3m 以下で 50cm、3m を超えるものは 60cm とすること。
- 4 コンクリートの打設  
胴込め及び裏込めのコンクリート打設はコンクリートが間知石と一体になるように十分突き固めること。なお、コンクリートの強度は  $18\text{N/mm}^2$  以上すること。
- 5 水抜穴  
擁壁の背面排水をよくするため水抜穴を設け、湧水箇所は集水しやすい所に有効に設置し、最下段はなるべく下部地表面近くに設けること。また、水抜穴の配置は平行に配置するのを避け、千鳥に配置し、排水方向に勾配をとって配置すること。  
なお、水抜パイプは L.W.L 以上に  $\phi 50\text{mm}$  の場合は  $2\text{m}^2$  に一箇所以上、 $\phi 75\text{mm}$  の場合は  $3\text{m}^2$  に一箇所以上配置すること。
- 6 擁壁高  
練積み擁壁の高さは、5m を超える高さのものであってはならない。
- 7 練積みブロック  
練積みブロックは圧縮強度  $18\text{N/mm}^2$  以上のものとする。施工においては、原則として谷積みとし、擁壁天端面に法面を施工する場合は、幅 1.0m 以上（上端部厚除く）の水平部分を設けること。  
積載荷重及び仮定すべり面前面荷重が  $5\text{kN/m}^2$  を超える場合は別途安定計算等を行うこと。
- 8 その他  
上記以外は福岡県県土整備部の「土木構造物標準設計」によること。

### 【練積み造擁壁の部位別名称】

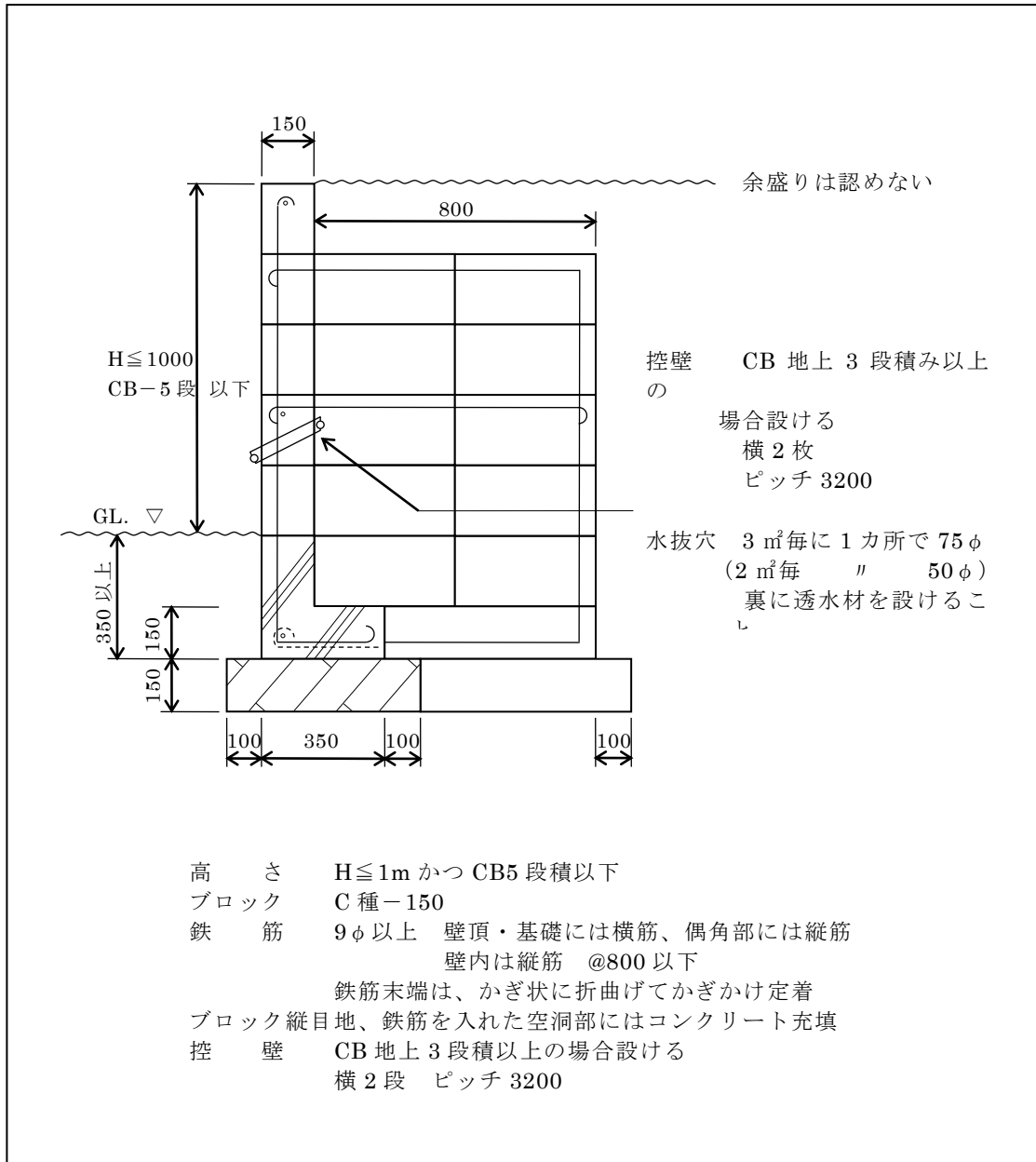


練積み造擁壁各種寸法（土質別）

土 質		擁 壁					
		勾配θ	擁 壁 高	下端部厚	上端部厚	控 長	根 入 長
第 一 種	岩、岩屑 、砂利又 は砂利混 じり砂	70度を超え	2m以下	40cm以上	40cm以上	30cm以上	擁壁高×0.15 かつ 35cm以上
		75度以下	2mを超え3m以下	50cm以上			
		65度を超え	2m以下	40cm以上			
		70度以下	2mを超え3m以下	45cm以上			
			3mを超え4m以下	50cm以上			
		65度以下	3m以下	40cm以上			
			3mを超え4m以下	45cm以上			
			4mを超え5m以下	60cm以上			
第 二 種	真砂土、 関東ロー ム、硬質 粘土その 他これら に類する もの	70度を超え	2m以下	50cm以上	40cm以上	30cm以上	擁壁高×0.15 かつ 35cm以上
		75度以下	2mを超え3m以下	70cm以上			
		65度を超え	2m以下	45cm以上			
		70度以下	2mを超え3m以下	60cm以上			
			3mを超え4m以下	75cm以上			
		65度以下	2m以下	40cm以上			
			2mを超え3m以下	50cm以上			
			3mを超え4m以下	65cm以上			
4mを超え5m以下	80cm以上						
第 三 種	その他の 土質	70度を超え	2m以下	85cm以上	70cm以上	30cm以上	擁壁高×0.2 かつ 45cm以上
		75度以下	2mを超え3m以下	90cm以上			
		65度を超え	2m以下	75cm以上			
		70度以下	2mを超え3m以下	85cm以上			
			3mを超え4m以下	105cm以上			
		65度以下	2m以下	70cm以上			
			2mを超え3m以下	80cm以上			
			3mを超え4m以下	95cm以上			
4mを超え5m以下	120cm以上						

- ※ 1 上端及び下端部分の厚さは組積材の控長と裏込めコンクリートの厚さの水平方向の和をいう。  
 2 地盤等の状況により、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の基礎工を増設すること。  
 また、杭打ち等の措置もあわせて行うこと。

## 建築用空洞ブロック土留基準



### 排水計画

#### イ 開発区域外の排水施設等との接続

開発区域で発生する下水の既存水路への排出により、放流先の排水能力を超過することとなれば、下流区域に溢水、冠水等の被害が生じる原因となることから、このような被害が予想される場合、申請者は、排水能力を向上させるための既存水路等の改修又は十分な排水能力を有する他の放流先への排出等必要な措置を講じなければならない。

なお、放流先となる河川そのものの排水能力が十分でなく、他に接続できる放流先もない場合には、一時雨水を貯留する遊水池を設置するなど必要な措置を講じなければならない。

#### ウ 排水施設の構造等

- (ア) 原則としてコンクリート管、陶管、その他の耐水性の材質で造られたもの。
- (イ) 外圧・地盤沈下・移動に対して安定していること。

- (ウ) がけ地・多量の盛土地などをさけること。
- (エ) 漏水防止措置をとること。
- (オ) 排水施設の参考構造図等を添付すること。



## 2 ごみ収集施設

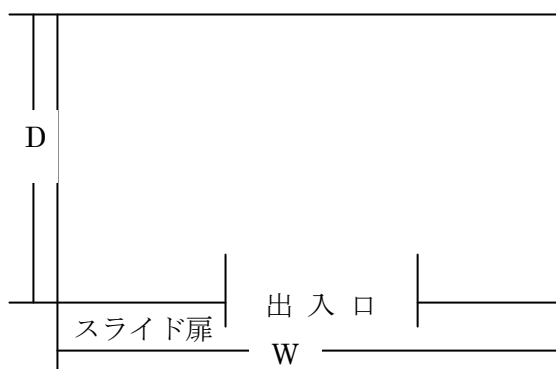
1 事業者は、開発行為の規模に応じて、ごみ集積施設を設置しなければならない。

### 2 可燃物集積施設の標準規模

- (1) 20戸当たり (3.0m×1.6m) = 4.80 m<sup>2</sup>
  - (2) 15戸当たり (3.0m×1.2m) = 3.60 m<sup>2</sup>
  - (3) 10戸当たり (2.2m×1.0m) = 2.20 m<sup>2</sup>
  - (4) 5戸当たり (2.0m×0.8m) = 1.60 m<sup>2</sup>
- 出入口 1.2m

例：戸建 30戸当たりの場合は、(2)を 2箇所設置すること。

### (5) 標準規模の平面図 (内寸法)



### 3 可燃物集積施設の標準基準構造

- (1) 基礎は、鉄筋コンクリート布基礎
- (2) 壁は、空洞コンクリート・ブロック (縦金 4 箇所 横金 1 箇所) 4 面壁とし、搬入出口を設け 4 段化粧積み。
- (3) ブロック上部より天井も含む 4 面に金網を付ける。金網の高さは土間より 2m 扉の高さは 1.8m とし、搬入出口は辺長の長い面とし外付けのスライド式の扉。
- (4) 床は、コンクリート金こて押さえとし、搬入出口へ 6%勾配。
- (5) 床部には、排水施設を設置。

### 4 可燃物集積施設の設置場所

- (1) 道路 (幅員 4 m 以上) に面し、収集車両が横付けして円滑に作業ができる位置で扉は道路側に面していること。
- (2) 収集車両が前進のまま集積施設に侵入し通り抜けができる道路、又は回転広場がある位置。

### 5 管 理

- (1) 集積施設及びその周辺は、清潔に保つこと。
- (2) 収集作業の支障となる場所に車両等の障害物を放置しないこと。
- (3) 指定された日以外にごみを持ち出さないこと。
- (4) 可燃ごみは、市指定袋に入れて出すこと。
- (5) 住宅及び付帯設備の総括管理者の所在地及び連絡先を明確にすること。

- (6) ごみ集積施設に起因して生ずる利害関係人との紛争は、事業主において解決すること。
- (7) 管理責任を怠り、市の収集体制に適合しない場合は、ごみの収集をしないことがある。
- (8) 事業者又は受益者は、ごみ収集開始の10日前に、環境課にごみの収集依頼を行うこと。

6 小動物及び鳥の食い荒らし被害防止策

- (1) 5面を金網で囲む構造とすること。
- (2) 具体的な構造は、3.の(3)で示す。

7 不燃物集積施設

開発区域の地区の区会長と協議すること。

8 事業系可燃物

事業系のごみは、廃棄物の再利用や自己処理に努め、基本的には市の収集運搬には出せません。但し、市の指定袋を利用し、5袋までは一般家庭と同様に取り扱う。

\* 集積施設の規模及び構造は、一般家庭と同様に取り扱うものとする。

年 月 日

朝倉市教育委員会 教育長 殿

申請者（開発者）

住所

氏名 印

(TEL )

埋蔵文化財予備調査申請書

下記の土地の開発を計画していますので、埋蔵文化財の有無について調査をお願いします。

記

1 所在地	朝倉市	
2 対象面積	(地籍全体の面積) m <sup>2</sup>	(開発予定面積) m <sup>2</sup>
3 開発の目的	宅地造成・駐車場・資材置場・農業関連・公共公営事業・専用住宅・兼用住宅・アパート等・工場・事務所・店舗・その他( )	
4 工事の概要	木造・鉄筋・鉄骨 階建	基礎構造(布・ベタ基礎、パイル打)・その他( )
	地盤改良(有・無)	浄化槽(有 人槽・無)
5 工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
6 申請地現況	宅地・水田・畑地・山林・道路・荒野・原野・その他( )	
7 備考	障害物の(有・無)・撤去予定等( 月 日~ 月 日)	
	(特に、対象地に地下埋設物、樹木・農作物等が存在する場合は必ず記入すること)	
8 添付書類 (各一部)	①開発事業の予定地及びその周辺の位置図(1/5,000~1/25,000または住宅地図) ②対象地及びその周辺の字図 ③土木工事等の概要を示す書類及び図面(配置図・矩形図または基礎断面図) ※基礎断面図は必ず添付してください。 ④埋蔵文化財予備調査に係る承諾書	

- 【注意事項】(1)申請者とは開発者を言います。印は認め印で結構です。  
 なお、8. 添付書類④「埋蔵文化財予備調査に係る承諾書」が提出されない場合、本申請は受理しません。  
 (2)申請代理人は、この申請内容が分かる方をご記入ください。(裏面)  
 (3)添付書類はA4判で作成してください。(縮小可・折込み不可)  
 (4)該当項目を○で囲み、該当のない場合には( )内に記入してください。

(裏面委任状)

申請書裏面

## 委任状

申請代理人

住 所			
	TEL		FAX
氏 名			担当者氏名 連絡先 (携帯電話等)

1. 予備調査申請書の提出を依頼し、試掘調査等の協議・調整を図り、回答書を受理すること。
2. 回答書は申請代理人の責任で、申請者(開発者)に伝達すること。

上記委任事実に相違ありません。

年 月 日

委任する本人(申請者)

住 所	
氏 名	⑩

### 【注意事項】

- ① 申請者・申請代理人ともに本申請の趣旨を十分に地権者に説明し、必要な委任を受けた上で提出してください。
- ② 試掘調査に至った場合、申請代理人は、申請者および地権者に対して試掘調査の趣旨説明や試掘調査実施日等の連絡調整をお願いします。

## 埋蔵文化財予備調査に係る承諾書

年 月 日

朝倉市教育委員会 教育長 殿

申請者（開発者）

住所

氏名 ㊞

下記のとおり開発予定地内の予備調査について承諾します。なお、標記申請者以外の土地所有者（地権者）についても、下記のとおり承諾を受けておりますので、申し添えます。

### 記

1. 開発予定地内の埋蔵文化財予備調査(踏査・試掘・確認調査を含む)を行うこと。
2. 文化財保護法に係る土地所有者(地権者)としての一切の権利を放棄し、その出土品に関する処置については朝倉市に一任すること。
3. 予備調査に関して、朝倉市・朝倉市教育委員会に対する補償費等の請求権を有しないこと。
4. 予備調査に至るまでの事前の処置、また調査後の復旧・管理等については、申請者が行うこと。

上記のとおり埋蔵文化財予備調査(踏査・試掘・確認調査を含む)を承諾しました。  土地所有者(地権者) 年 月 日  住所  氏名 <span style="float: right;">㊞</span>	開発予定地		面積	
		地番		枝番
	朝倉市			
上記のとおり埋蔵文化財予備調査(踏査・試掘・確認調査を含む)を承諾しました。  土地所有者(地権者) 年 月 日  住所  氏名 <span style="float: right;">㊞</span>	開発予定地		面積	
		地番		枝番
	朝倉市			

※ 土地所有者(地権者)自筆のこと

上記のとおり埋蔵文化財予備調査(踏査・ 試掘・確認調査を含む)を承諾しました。  土地所有者 (地権者) 年 月 日  住所  氏名 ㊟	開発予定地			面積
		地番	枝番	
	朝倉市			
上記のとおり埋蔵文化財予備調査(踏査・ 試掘・確認調査を含む)を承諾しました。  土地所有者 (地権者) 年 月 日  住所  氏名 ㊟	開発予定地			面積
		地番	枝番	
	朝倉市			
上記のとおり埋蔵文化財予備調査(踏査・ 試掘・確認調査を含む)を承諾しました。  土地所有者 (地権者) 年 月 日  住所  氏名 ㊟	開発予定地			面積
		地番	枝番	
	朝倉市			
上記のとおり埋蔵文化財予備調査(踏査・ 試掘・確認調査を含む)を承諾しました。  土地所有者 (地権者) 年 月 日  住所  氏名 ㊟	開発予定地			面積
		地番	枝番	
	朝倉市			
上記のとおり埋蔵文化財予備調査(踏査・ 試掘・確認調査を含む)を承諾しました。  土地所有者 (地権者) 年 月 日  住所  氏名 ㊟	開発予定地			面積
		地番	枝番	
	朝倉市			
上記のとおり埋蔵文化財予備調査(踏査・ 試掘・確認調査を含む)を承諾しました。  土地所有者 (地権者) 年 月 日  住所  氏名 ㊟	開発予定地			面積
		地番	枝番	
	朝倉市			

※ 土地所有者(地権者)自筆のこと

## 合併処理浄化槽設置整備補助事業概要説明書

1. 補助対象浄化槽  
個別排水処理施設による処理区域においては51人槽以上。その他の地域においては50人槽以下の合併処理浄化槽
2. 補助対象外区域  
下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項、又は同法第25条の3第2項の規定による下水道の事業の認可を受けていない地域
3. 補助金を交付しない者
  - (ア) 建築確認を受けない者（改造は除く）
  - (イ) 浄化槽の届け出を行わない者
  - (ウ) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
  - (エ) 販売の目的で、合併処理浄化槽付専用住宅を建築（改築を含む）する者
  - (オ) その他市長が不相当と認める者（生活排水が出ないところ）
4. 交付申請時の添付書類
  - (ア) 位置図（付近見取図）
  - (イ) 住宅平面図（配置配管図）
  - (ウ) 浄化槽設置届及び受理書の写し、又は浄化槽設置計画書及び意見書の写し
  - (エ) 工事請負契約書の写し
  - (オ) 契約書
  - (カ) 小型合併処理浄化槽機能保証登録証
  - (キ) 浄化槽設備士の終了証の写し
  - (ク) 浄化槽認定シート・登録証の写し及び浄化槽管理C票
  - (ケ) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
  - (コ) その他、市長が必要と認める書類
5. 変更承認の申請（途中で計画を変更・中止する場合）  
合併処理浄化槽の設置工事を中止または廃止しようとするときには、変更承認申請書を市長に提出すること。

6. 実績報告

浄化槽設置工事完了後、30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書に次の書類を添付して市長に提出すること。

- (ア) 浄化槽法定検査依頼書の写し及び領収書の写し
- (イ) 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- (ウ) チェックリスト
- (エ) 工事写真集
- (オ) その他市長が必要と認める書類

7. 補助金額

人 槽	補 助 金 額	人 槽	補 助 金 額
5人槽	250,000円	8人槽	400,000円
6人槽	300,000円	9・10人槽	500,000円
7人槽	350,000円	11～50人槽	750,000円

※ 人槽算定については、建築基準法で定められています。



## 国土利用計画法に基づく届出制度の概要（都市計画課）

### 1 届出制度

適正かつ合理的な土地利用の確保を図るために、一定規模以上の大規模な土地の取引をしたときは、県にその利用目的などを届け出る必要があります。朝倉市では、土地取引の契約を締結した日を含めて2週間以内に行う事後届出制となります。

#### (1) 取引の形態

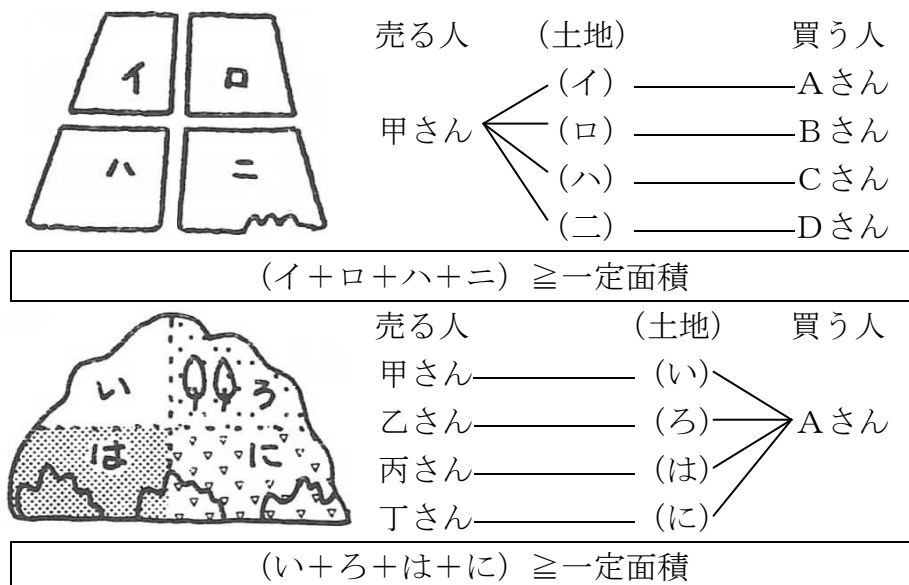
- 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡  
※これらの予約である場合も含まれます。

#### (2) 取引の規模（面積要件）

- 都市計画区域 5,000 m<sup>2</sup>以上（高木地区を除く旧甘木市全域）
- 都市計画区域以外の区域 10,000 m<sup>2</sup>以上（高木地区、準都市計画区域を含む旧朝倉町、旧杷木町全域）

#### ※一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利取得者が「一連の計画の下に土地利用上現に一体の土地を構成し、一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの土地に関する権利の移転、設定を受け、または行って取得する土地（以下「一団の土地」という）の面積の合計が上記の面積以上となる場合には個々の小さな面積の土地取引の契約から事後届出が必要です。（買いの一団）



## 2 手続きの流れ

土地取引に係る契約（予約を含む）をしたときは、権利取得者は、必要事項を記入した知事あての届出書を、契約を結んだ日を含め、2週間以内に市役所都市計画課へ届け出てください。知事は、利用目的について審査を行い、利用目的が土地利用に関する計画に適合しない場合、利用目的の変更を勧告することがあります。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために、必要な助言をすることがあります。

手続きのポイント	
届出者	土地の権利取得者(売買の場合であれば買主)
届出期限	契約（予約を含む）締結日から2週間以内 ※契約締結日を含みます。
届出窓口	朝倉市役所 都市計画課
提出する書類 (各2部)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事後届出書</li><li>・土地取引に係る契約書等の写し</li><li>・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図</li><li>・土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面</li><li>・土地の形状を明らかにした図面</li><li>・その他（必要に応じて委任状等）</li></ul>

## 3 届け出をしないと

土地取引に係る契約（予約を含む）をした日から2週間以内に届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

# 農業振興地域整備計画変更の概要

## (農業振興課)

### 第1 計画変更についての基本的な考え方

農業振興地域整備計画（以下『農振整備計画』という）は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（以下『農振法』という）第1条、第2条及び第10条に基づき、長期的観点から農業を振興する地域として保全すべき地域についてその条件整備を行うための基本計画として定めたものであり、その変更は原則として行わないことが好ましい。しかしながら近年の都市のスプロール化、農地の宅地化は農地の減少を招いており、農業用地としての農地の確保拡大は、今後の農政施策を進めるうえからも農振整備計画に果たされた重要な課題である。

以上のことに鑑み、農振整備計画の変更には十分慎重を期す必要があるが、近年の著しい経済情勢の変化に伴い変更する場合には、関係機関との調整を図るとともに農振整備計画の趣旨に反する事がないように配慮しなければならない。

### 第2 計画変更のうち農用地区域からの除外の要件

原則としての次の要件をすべて満たすこと。

- ① 当該農業振興地域における農用地区域以外の土地利用の状況から見て、当該変更に係る土地を農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること。
- ② 農用地の集団化、作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 担い手（認定農業者等）に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤ 当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合には、当該事業の実施後8年を経過している土地であること。

### 第3 農業振興地域整備促進協議会の開催

計画変更の申し出があった案件については、年2回程度朝倉市農業振興地域整備促進協議会を開催し、審議している。

### 第4 計画変更の手続き

#### (1) 申し出

計画変更の申し出は原則として土地所有者が行うものとするが、転用事業計画者等が行う場合には土地所有者の同意書がある場合に限るものとする。申し出に必要な書類等は別に定める。

#### (2) 通知

##### ① 同意が得られた場合

変更申し出に対する通知は、県又は農林事務所との協議が整い、農振法に基づく公告（法第13条第3項の準用規定に基づく法第11条又は法第12条第1項）完了後に行う。

② 同意が得られなかった場合

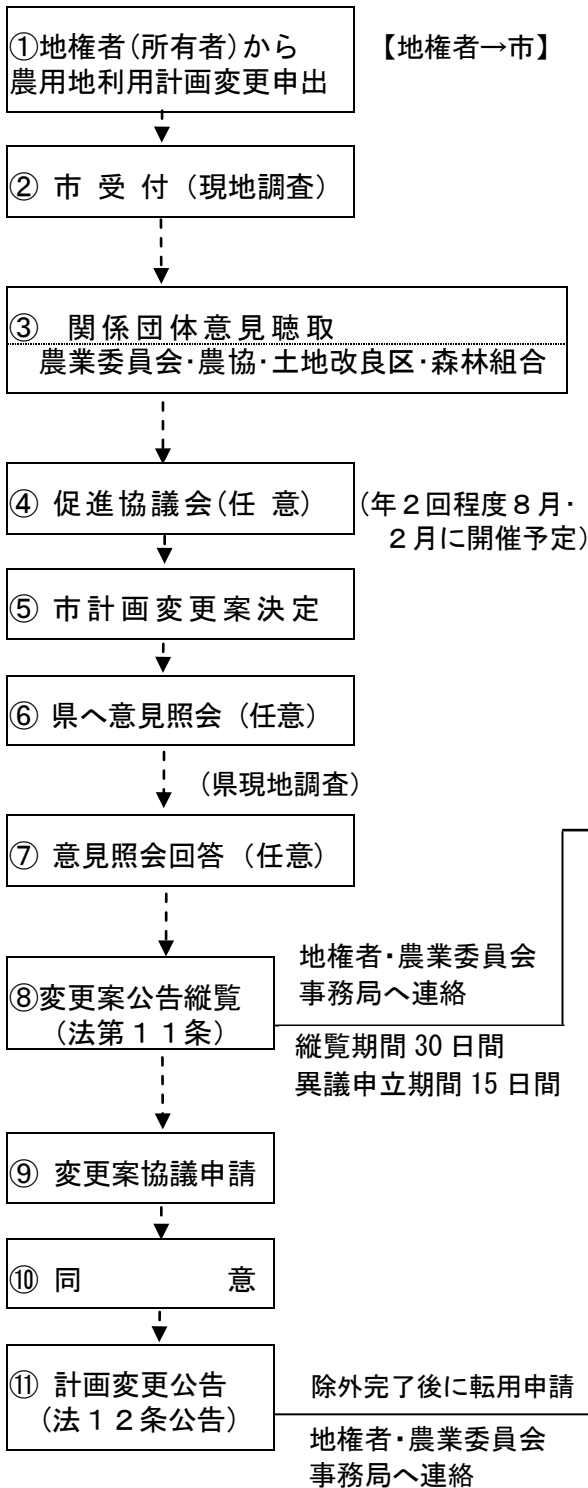
同意が得られなかった場合については、県又は農林事務所との協議経過もしくは協議会において審議された経過を記載し通知する。

第5 提出書類等 (各1部)

- ① 農用地利用計画変更申出書
- ② 申し出地付近字図……………市税務課、法務局
- ③ 申し出地付近案内図(住宅地図等の写しも可)
- ④ 登記簿謄本……………法務局
- ⑤ 申し出地の建物平面図(構築物や資材置場の配置図)
- ⑥ 隣地の承諾書(義務付けではないが、後日のトラブル防止の為)
- ⑦ 分筆が伴う場合は分筆後の図面(測量図等)……………写しで可
- ⑧ 住宅(分家・個人)、農業用施設以外は事業計画書(農業委員会の様式を参考)
- ⑨ 土地所有者以外が申し出される場合は所有者の同意書
- ⑩ その他

# 農振整備計画の変更と農地転用許可の手続きフロー

## 《農振計画変更手続き》

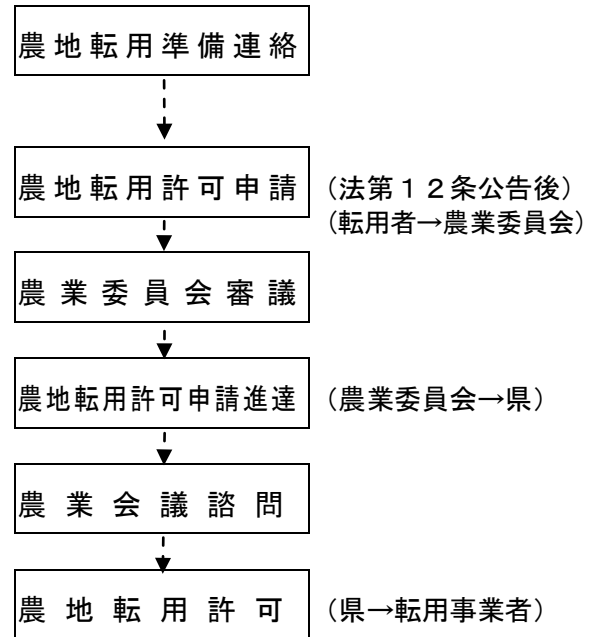


## (注) 【農振整備計画について】

農林事務所処置	
・除外面積	5,000㎡以下のもの
・編入面積	1ha以下のもの
・用途区分変更	1ha以下のもの
本庁処置	
・除外面積	5,000㎡を超えるもの
・編入面積	1haを超えるもの
・用途区分変更	1haを超えるもの

## 《農地転用許可手続き》

・農振除外後、農業委員会へ農地転用許可申請



※農用地利用計画の変更(除外、編入)は、④の協議会後、約6ヶ月から7ヶ月の期間が必要です。  
 ※平成19年の法改正により⑧の前に地域の農業に振興に関する計画の変更がある場合は、公告縦覧期間(30日間)が設けられています。

大規模小売店舗立地法、福岡県立自然公園条例、朝倉市企業立地促進条例、工場立地法

(商工観光課)

1. 「大規模小売店舗立地法」による届出(平成12年6月1日施行)

大型店は、日常的に利用される施設であり、不特定多数の来客・来車・納品等の大規模な物流等を伴うため、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そのため大規模小売店舗立地法は、適正な手続きを定めることにより、店舗面積が1,000㎡を超える大型店の設置者に施設及び運営方法について適正な配慮を求め、周辺地域の生活環境を守ろうとするものです。

相談窓口：久留米中小企業振興事務所

(〒830-0022 久留米市城南町15番地の5 0942-33-7228)

「届出が必要な事項」

大規模小売店舗立地法に基づく届出(及び各種審査)が必要な事項は次のとおりです。

- (1) 第1グループ(法の適用を受ける上で、出発点となる事項)
  - ア 店舗面積が、基準面積(現行1,000㎡)を超える店舗(以下「大規模小売店舗」といいます。)の新設を行う場合(法第5条第1項及び第2項)
  - イ 大規模小売店舗の増床を行う場合
  - ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項を変更する場合
  - エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項を変更する場合(以上法第6条第2項及び第3項)
- (2) 第2グループ(上記第1グループを出発点とする事務手続の上で、県からの通知等に基づく届出義務を負う事項)
  - ア 法第7条に定める地元説明会を実施した場合(福岡県大規模小売店舗立地法関係事務処理要綱(以下「要綱」といいます。)第8条第2項)
  - イ 法第7条に定める地元説明会の一部又は全部を実施できない場合(要綱第11条)
  - ウ 法第8条第4項に基づく県の意見に対する届出等を行う場合(法第8条第7項及び第8項並びに要綱第13条)
  - エ 法第9条第1項に基づく県の勧告に対する届出を行う場合(法第9条第4項及び第5項)
- (3) 第3グループ(届出のみを実施する必要がある事項)
  - ア 大規模小売店舗の名称及び所在地を変更する場合
  - イ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所等を変更する場合(以上法第6条第1項)
  - ウ 大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下とする場合(法第6条第5項)

エ 法に定める届出者の地位を承継した場合（法第 11 条）

## 2 「福岡県立自然公園条例」による届出

県立自然公園の区域内において次の各号の行為をしようとする者は事前の届出が必要になります。（下記は普通地域、1～3種になると条件が厳しくなります。）

- (1) 知事が定める規模基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する建築物高さ 13 m 以上又は延面積 1,000 m<sup>2</sup> 以上など
- (2) 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（面積 200 m<sup>2</sup> 以上、又は高さが 5 m 以上の法を生じる切土又は盛土を伴うもの。）
- (4) 土地の形状を変更すること（面積 200 m<sup>2</sup> 以上、又は高さが 5 m 以上の法を生じる切土又は盛土を伴うもの。）など

届出：市商工観光課経由、県自然環境課

## 3 「朝倉市企業立地促進条例」又は「朝倉市過疎地域企業立地促進条例」による優遇措置

### (1) 「朝倉市企業立地促進条例」

工業等（製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業）を営む（営もうとする）者で新增設を行おうとする場合、一定の要件を満たすものについて固定資産税の 3 ヶ年（農工団地においては 4 ヶ年）の課税免除又は資金の貸付が受けられます。

ア 当該新增設にかかる設備投資額が 1 億円以上（農工団地については 3,000 万円を超える）であること

イ 当該新設により増加する常用雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）のうち市内に居住する者の数が 10 人以上、増設の場合は、5 人以上であること（ただし、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者である場合は、要件は適用しない）

ウ その他

### (2) 「朝倉市過疎地域企業立地促進条例」

事業所等（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項の表の第 1 号又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける製造業、旅館業（ただし、旅館業についてはモーテル類似施設は除く。）、情報通信技術利用事業（法第 30 条に規定する情報通信技術利用事業）を営む者で、新增設を行おうとする場合、一定要件を満たすものについて、固定資産税の 3 ヶ年の課税免除又は資金の貸付が受けられます。

ア 当該新增設にかかる設備投資額が、新設は 5,000 万円以上、増設は 2,700 万円以上を超えること

イ 新增設した事業所に伴って増加する常用雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）のうち市内に居住する者の数が 5 人以上であること

ウ その他

申請窓口：市商工観光課

#### 4. 「工場立地法」による届出（昭和49年6月28日施行）

工場立地法は、工場立地が周辺地域の環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、工場の新設・変更の際に事前に届出を行うことを義務づけています。

##### (1) 届出の対象について

工場立地法に基づく届出（及び審査）が必要な工場は次の2つの要件を満たす工場（「特定工場」という）です。

##### ア 業種の要件

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業（太陽光発電、水力、地熱発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業

##### イ 規模の要件

敷地面積9,000㎡以上または建築物の建築面積の合計3,000㎡以上

##### (2) 届出について

工場の新設や、既に届け出ている工場の変更を行う場合は、工事着工の90日前までに所定の書類の届出が必要です。届出内容が適当であると認められる場合は、10日に短縮することができます（書類の不備等により審査に10日以上時間を要する場合がありますので、事前にご相談下さい。）

※詳細については、『工場立地法届出の手引き』をご覧ください。

届出：市商工観光課



# 森林法の概要

## (農林課)

### 1. 森林の持つ機能は

森林は木材を生み出し、水を蓄え土砂崩れなどの災害を防いだりレクリエーションの場として利用するなど、私たちの生活と密接な関係があり、日常生活のあらゆる面で森林の恩恵にあずかって暮らしています。

### 2. 森林の秩序ある開発を進めるために

平地の少ないわが国では、暮らしを豊かにし経済活動を進めていくために、宅地や工場又はレジャー施設などの用地に森林が切り開かれ林地の開発が進められています。

以前の林地開発は、森林の持つ多様な働きに対する配慮が欠けていたため、災害の発生や水源の枯渇などの弊害が見られました。

大切な森林を無秩序な開発から守るため一部の森林を除いて、森林法に基づく県知事の許可が必要になります。

#### (1) 許可の対象について

##### ① 対象となる森林の区域

知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林の区域です。

##### ② 対象となる開発行為

宅地の造成、道路の開設改築、農地の造成、土石又は樹根の採掘、開墾その他、森林の土地の形質を変更する行為です。

##### ③ 対象となる開発行為の規模

ア 開発面積が1ヘクタールを超える場合

イ 道路をつくる場合には、有効幅員が3メートルを超えるもので、開発面積が1ヘクタールを超える場合

#### (2) 開発許可の申請について

許可を受けようとする場合は、林地開発許可申請書その他必要書類を2部作成して、開発行為をしようとする森林を管轄している農林事務所に提出してください。

#### (3) 許可を必要としない事業と手続きについて

次の事業は許可の必要はありませんが許可申請の手続きに準じて、知事と協議してください。

① 国又は地方公共団体が行う場合

② 非常災害のための応急処置として行う場合

③ 特に省令で定めた事業